

これは条例の減免申請の方にもありますけれども、納付書が届いた段階で提出していたら、うちの方で審査するような形になると思います。

それから、3つ目のですね金融機関等の関係で損失が被った場合、その取扱いどうなるのかというふうなことなんですが、それとはまたこれは関係がございませんので。これはですね、公社債というのは国債、地方債等のことなんですけれども、そういったものが今までは源泉分離課税ということで20%の源泉から分離課税されております。ここに5%とありますのは、所得税が15%分、それから住民税が5%分という意味で書いております。上場株式等については、今までは配当、譲渡損益、共に損益通算ができて分離課税というふうになってはいますけれども、この垣根を取り払ってですね金融の所得課税の一体化という国の施策でありまして、損益通算、損も得も損益通算を可能にして便宜を図ったというような改正と考えております。

以上でございます。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） 大変大資本家のお金の融通の仕方なのかなと思いますけれども、これは我々町民に何か影響があるとか、町民にこういうふうな当てはまる何かがあるのかというふうなことがあるんでしょうか。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。田村税務課長。

○税務課長（田村 功君） こういう形の公社債等の利子とか上場株式等の配当をもらっている方は、町民の中にはいないということはないとは思いますが少ないと思いますので、それほど町の住民にはそう関係のない事柄ではないかと思っております。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） ほかに討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第82号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第82号は原案のとおり可

決されました。

日程第5、議案第83号、八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。田村税務課長。

○税務課長（田村 功君） 議案第83号、八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、ご説明いたします。

八峰町国民健康保険税条例（平成18年八峰町条例第65号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成25年9月11日提出

八峰町長 加藤 和夫

提案理由。

地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成25年6月12日に公布されたことに伴い改正するものである。

次のページをお願いします。

八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

八峰町国民健康保険税条例（平成18年八峰町条例第65号）の一部を次のように改正する。

以下については、税務課資料の2の方で説明いたします。

改正内容はですね、国民健康保険税の所得割の算定についてでございます。土地や株式等の譲渡所得があった場合は、これも所得割の算定に加えるというふうに地方税法の附則並びに条例の附則に規定されております。今回の改正については、この附則の部分の改正でございます。

まず、平成25年の税制改正で金融所得課税の一体化ということで公社債等の利子、譲渡損益に対する課税と上場株式等の配当、譲渡損益に対する課税を一体化して損益通算を可能にするというふうな改正が行われております。内容は先ほどご説明したとおりでございますが、これに伴いまして条例、附則の方も改正が必要になります。

内容については、そこに書いてあるとおりでございます。よろしく願いいたします。

○議長（須藤正人君） これより議案第83号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第83号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 異議なしと認めます。したがって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第84号、八峰町農業施設条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。佐々木農林振興課長。

○農林振興課長(佐々木喜兵衛君) 議案第84号、八峰町農業施設条例の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

八峰町農業施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定しようとするものであります。

平成25年9月11日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由でありますけれども、農業施設の使用について、八峰町産業振興促進条例の指定事業者が使用できることを明確化するため改正するものであります。

別紙でありますけれども、八峰町農業施設条例の一部を改正する条例ということで書いてございますけれども、八峰町農業施設条例の一部を次のように改正する。

第4条第1項中、第2号を第3号とし、第1号の次に、次の1号を加えます。「(2)八峰町産業振興促進条例の指定事業者により当該施設が有効に活用されると認められるとき。」ということでございます。

附則、この条例は公布の日から施行するということでございます。

これにつきましては、八峰町に株式会社ニュートラスト白神という会社が設立されてございます。8月19日に町の方に指定申請書が提出されておりまして、8月30日付けで指定事業者として町が認定してございます。この会社によりまして町の方のガラス温室の農業施設を有効活用してもらおうという計画でございますけれども、施設の使用者の欄にこの明確化するために一部を改正したいと、そういうことでございますので、よろし

くご審議をお願いします。

以上です。

○議長（須藤正人君） これより議案第84号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。
これより議案第84号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに
ご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第84号は原案のとおり可
決されました。

日程第7、議案第85号、物品の取得についてを議題とします。

当局の説明を求めます。田村総務課長。

○総務課長（田村 正君） 議案第85号、物品の取得について。

八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定
により、下記のとおり物品を取得することについて議会の議決を求めるものでございま
す。

物品名、小型動力ポンプ積載5台でございます。

取得価格、2,882万2,500円。

取得方法、指名競争入札。

契約の相手方、秋田県能代市栄町12番3号、株式会社能代消防センター、代表取締役
川間政男。

支出項目でございますが、平成25年度八峰町一般会計9款消防費1項消防費2目消防
施設費でございます。

平成25年9月11日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由でございますが、八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分
に関する条例第3条の規定により、予定価格が700万円以上の動産の取得に係る契約であ

り、議会の議決を要するためでございます。

この積載車の配備先でございますが、第2分団（萩ノ台）、それから第6分団（大信田）、第7分団（内荒巻）、第15分団（岩館第1、第2）、いずれも購入してから20年以上経過しているものを更新するものでありますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（須藤正人君） これより議案第85号について質疑を行います。質疑ありませんか。

7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） 1台1台の価格は同一価格なのでしょうか。したがって、これを割る5で1台分の価格ということになりますか。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。田村総務課長。

○総務課長（田村 正君） お答えします。

全く同じものでございますので、5分の1にしていいただければ1台分出るということになります。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。5番門脇直樹君。

○5番（門脇直樹君） 今の議案説明だと、5台を交換するということですので、その20年以上経ったものは全部廃棄処分されるのか、下取りはないのか、その辺をお願いします。

○議長（須藤正人君） 答弁を求めます。田村総務課長。

○総務課長（田村 正君） 今考えているのは、5台をですね売りたいというふうなことで考えております。それで、もし買い手がなければ廃棄処分ということになります。

以上です。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。5番門脇直樹君。

○5番（門脇直樹君） この入札で落札した業者に、そもそもこの入札する時点でね、下取り価格も入れてもらうなり、割り引いてもらうなり、そういう入札方法はできないものですか。

○議長（須藤正人君） 答弁を求めます。田村総務課長。

○総務課長（田村 正君） 確かにそういう方法もございますけれども、今回はインターネットを通してですね、ちょっと売ってみたいということで考えております。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第85号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。

午前10時51分 休 憩

.....
午前11時03分 再 開

○議長（須藤正人君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

日程第8、議案第86号、平成25年度八峰町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

当局の説明を求めます。伊藤副町長。

○副町長（伊藤 進君） 議案第86号、平成25年度八峰町一般会計補正予算（第6号）。

平成25年度八峰町の一般会計補正予算（第6号）は次の定めるところによる。

そういうことで、第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,740万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64億5,419万6,000円とするものであります。

それから、2条では地方債の追加及び変更であります。これは第2表の地方債補正によります。

平成25年9月11日提出

八峰町長 加 藤 和 夫

そういうことで4ページをご覧ください。

地方債補正であります。最初に、追加ということで、避難所施設誘導街路灯設置事業ということで2,590万円を追加するものであります。これはソーラー街路灯の設置事業でありまして、現在の3小学校・2中学校+旧岩館小学校の6か所分であります。これは

緊急防災減災債を充てるものであります。

それから、2の変更でありますけれども、災害対策施設設備事業ということで、限度額を3,900万円から4,880万円にするものであります。980万円の増であります。これは最初、今言った6か所ですけれども、その避難箇所の非常用の発電設備装置の増額分でございます。資材高騰や人件費等が上がったものに対する対応するものであります。

それから、過疎債事業で限度額2億4,080万円から2億4,310万円に限度額を2,300万円増加するものであります。これらの関係については、歳入の11ページ、町債の方に中身が出てまいりますので、そちらで説明いたします。

それで、次に歳入の方にいきたいと思っておりますので、7ページをご覧ください。

14款1項1目民生費国庫負担金51万円の補正であります。これは自立支援給付費負担金でありまして、重度訪問介護の事業費の増ということで、今、八峰町にALSという筋萎縮性側索硬化症という患者が2名いるんですけれども、その介護分の時間50時間追加するものでございます。これの関係の歳出の予算は、後ほど15ページの障害福祉費の方にも出てまいります。これは基本的には国庫補助金が2分の1、それから今この後の県費の方の負担金で4分の1出てくるんですけれども、これはあくまでも基準額ですので、実質的には実際にかかるお金のかなり下回った基準額になっていきますので、現実的には町で大体かかる経費の半分以上をもっているというのが現状であります。

そういうことで、14款2項2目土木費国庫補助金2,015万円の補正であります。これは社会資本整備費総合交付金ということで2,015万円、これは全体の事業費の65%分でございます。これにつきましては、町道滝の間海岸線の道路改良工事を地域の元気づくり臨時交付金の方に移行したことに伴って追加したものでございます。対象の事業ですけれども、町道観海浜通線の道路改良工事、それから観小歩道橋の修繕調査経費、それから塙橋の修繕調査に関わるものでございます。これの関係予算についても、この後の11ページの町債、それから歳出では21ページの道路新設改良費、それから橋梁維持費の方にも出てまいります。

それから、次のページ8ページですが、15款1項民生費県負担金25万5,000円の追加であります。これは先ほど言いました国庫補助金の方の4分の1分で、自立支援費給付費負担金でございます。

それから、15款2項5目農林水産業費県補助金929万6,000円の減額、トータルで減額であります。

最初の農業費補助金ですけれども、これは農業集積協力事業費補助金ということで、対象農家が7件分、詳細については、これは先に配付しました全協の資料の方の17ページに記載してあります。関係予算が歳出の17ページの農業振興費の方に出てまいります。

それから、林業費補助金ということで、森林・林業再生基盤整備づくり交付金987万6,000円の減額ですけれども、これは滝の間のコミセンの分が補助対象にならなくなったということで、これについては減額して過疎債で対応したいということで、これにつきましても町債の11ページの方へ出てまいります。

それから、6目の商工費県補助金293万7,000円の追加補正であります。これは地方消費者行政活性化交付金ということで全額来るんですけれども、この対応額につきましても19ページと20ページの方に出てまいります。

それから、8目の教育費県補助金24万3,000円の追加ですが、これは国民文化祭の市町村主催事業交付金ということで、25市町村への交付する額が確定したということで今回計上するものであります。

次の9ページですが、16款1項2目利子及び配当金ということで7,000円の追加であります。これは奨学会基金積立金ということで、今回久しぶりに秋田放送から事業の配当金が来たということで、その収入でございます。これも歳出の基金費の方で積み立ての方に増すために出てまいります。

それから、16款3項1目不動産売払収入64万6,000円の追加であります。これは一般分収林の収入ということで64万6,000円です。これは7月29日に実施した入札分で2件分です。場所につきましては、楡台道というんですか、それから古山出口、それから和田表等でございます。これは当初200万円だけ予算措置してありましたので、今回不足分の64万6,000円を追加するというものであります。この歳出は18ページの林業振興費の方に出てまいります。

それから、19款1項繰越金ですが、4,348万7,000円の補正であります。今回の補正財源として繰越金4,348万7,000円を充てるというものであります。この後の留保分の見込みですけれども、30億908万3,000円です。

それから、20款4項1目の雑入46万4,000円の追加であります。これは緑の募金が完了したことに伴う、確定に伴うものでありまして、これは緑化推進委員会等への交付金も含んで1万3,000円、それから町有建物及び自動車共済金ということで45万1,000円ですが、これは公用車の事故に伴う保険金といえますか共済金が入ってくるということで、

歳入で見込みまして、これの修理費として歳出の方では農林振興費16ページ、それから体験センターの管理費の方、26ページの方に出てまいります。

その次に21款1項1目の町債の関係ですが、総務債ということで2,100万円の補正であります。中身につきましては、椿台コミュニティセンターの建設事業ということで、これは過疎債ですが350万円、それから滝の間コミュニティセンター建設事業費、これも過疎債ですが1,390万円、それから太陽光発電設備及びソーラー街路灯設置事業ということで、これも過疎債ですが、これは逆に減額の2,210万円、それからソーラー街灯等設置事業、これを要するに過疎債の方をやめてといいますか減らして、その分を緊急防災減災債で2,590万円を町債で見るということであります。これは関係予算が後ほど12ページ、それから18ページ等に出てまいります。

それから、5目の土木債700万円の追加でありますけれども、これは町道観海浜通線の道路改良事業ということで過疎債であります。

それから、6目の消防債980万円の追加であります。これは避難所用の非常用発電装置の設置事業でありまして、これも緊急防災減災債であります。

それでは、歳出の方に、12ページをご覧ください。

1款1項1目議会費35万7,000円の減額であります。これは先の減額に伴って7月1日から来年の3月31日までの減額分1.2%分でございます。

それから、この後の説明の中で光熱水費、各項目に出てまいりますけれども、これは9月1日からの電気料金の改定に伴う分でございますので、説明の方は省略させていただきます。

そういうことで、2款1項2目文書広報費90万円ですが、これにつきましては今回、広報や、それからお知らせ版の印刷費の単価が上がったということで、それに伴う補正でございます。

それから、企画費700万円の追加であります。これは工事請負費ということで、再生可能エネルギー等導入工事ということで、街路灯の設置、避難所6か所分でございます。

それから、7目の電子計算費300万円ではありますが、これは負担金ということで秋田県町村電算システムの共同事業組合負担金が、それぞれの町村の割当分が確定したということで、その補正でございます。

それから、9目自治振興費783万7,000円の追加ですが、これにつきましては工事請負費として椿台コミュニティセンター建築工事費350万円、それから滝の間コミュニティセ

ンター建築工事費として400万円であります。

それから、10目の交通安全対策費ということで48万円の追加ですけれども、手数料ですが、これはカーブミラーの設置、大信田地区、岩館地区ということで2か所分のカーブミラーの設置と、それから樁台の一時停止になったところの停止用の注意喚起の看板をつくるということで、その分でございます。

次のページ、2款2項2目賦課徴収費306万6,000円の補正であります。これは平成27年度の固定資産税の評価替えの年だということで、それに伴う標準宅地鑑定評価業務委託料ということで、本当はこれ、もっと早く補正しておけばよかったのですが、ちょっと遅くなって申し訳ありませんでした。

それから、3款1項1目の社会福祉総務費ですけれども、これにつきましては今使っている養護施設等ですね移送用の車、リースあるんですけれども、それが古くなったということでリース車を更新するというそれに伴う役務費、保険料、それから自動車のそのリース料でございます。

それから、3目の障害福祉費102万円の補正であります。これは先ほど歳入の国庫負担金、それから県負担金の所に出てまいりました自立支援費給付金でございます。

それから、3款2項2目の子ども園費26万3,000円の補正であります。これは全員協議会の中でも説明しましたけれども、詳しいことはその資料の38ページに書いてありますが、子ども・子育て支援協議会の報償費として9万6,000円、それから、14節の使用料、自動車等ですけれども、これは子ども園の内科医の検診等のときに先生方を送迎しなければならないということで、そのタクシー代ということで、これは今、白坂先生を予定しております。

それから、次の16ページですが、4款2項1目清掃費107万6,000円の減額補正であります。これはごみ袋の入札が終わったということで差額分でございます。

それから、6款1項2目農業費の中の農業総務費ですが、町長の行政報告にもありましたように、先のソバ粉関係の不祥事で食堂の方を休業してあったわけですが、リニューアルオープンしたいということで、それに伴うものでございます。最初の需用費の修繕料は先ほど言った歳入の所で、雑入で申し上げました事故車の修理代でございます。

それから、18節の備品購入費、食器洗浄機等でありますけれども、これにつきましては今回新しくリニューアルオープンするための備品ということで、ガス給湯器等も含ん

でおります。65万5,000円。

それから、3目の農業振興費427万7,000円の補正ですが、これは負担金ということで、秋田県園芸作物価格補償事業負担金ということで、要するにこれは事業確定したということで、その余った分といいますか、それを減額補正するというもので、これは対象品目につきましては長ネギ、キャベツ、ミョウガでございます。

それから、補助金ということで農地集積協力金事業費補助金ということで58万円、これにつきましても全協でも説明いたしましたけれども、歳入の方の8ページの方の県補助金に出てきた分でありまして、7農家分であります。それから菌床しいたけホダ生産補助金ということで、これも町長の行政報告並びに全員協議会で説明しましたとおり、シイタケのホダ木の補助金ということで439万円を補助するというものであります。これは全協資料の42ページの方に詳細に書いてありますので、ご参照いただきたいと思います。

それから、12節都市農村交流施設費24万7,000円、修繕料ですけれども、21万6,000円ということで、これは漁火の館のホームタンクの修繕費でございます。

それから次のページですが、6款2項1目の林業総務費9,000円ですけれども、これは先ほどの緑の羽根の募金の関連で緑化推進委員会への負担金ということで9,000円を納めます。

それから、2目の林業振興費55万円の補正であります。これも歳入の方でありました一般分収林の造林者への交付金であります。85%分であります。

それから、その次のページ、6款3項3目漁港建設費2万4,000円の補正ですが、これは事業確定によるものでありまして、秋田県漁港漁場協会負担金でございます。

それから、その次の7款1項2目商工振興費、これは補正額ゼロですけれども財源内訳の変更ということで、一般財源で見てあったものを国県支出金、先ほどの消費者云々というの、行政云々というのがありましたけれども、その分でございます。

それから、2目の観光費125万3,000円の補正であります。これは大きいのは補助金であります。んめもの祭りイベント補助金ということで、当初で100万円見ていましたけれども、もう60万円追加して160万円にすると。それから、大館能代空港利用促進助成金が当初これも100万円見ておりましたけれども、これにも今の実績を加味しながらもう50万円追加しようというものであります。

それから、光熱水費の所を省略して、8目の消費者行政推進費、これ、補正額ゼロで

すけれども、先ほどの商工費のところの財源内訳と関連してしまして、歳入で入ってきたものをこの所で、要するに一般財源で見えてあったものを補助金に切替えるというものであります。

それから、土木費、8款2項1目の道路維持費ですが、賃金72万円、事務補助員の補正であります。総額では1,357万円、これ事務補助費、今ちょっと長期でちょっと休んでいる職員おりまして、その関係もありまして事務補助員を半年分、10月から半年分ですね、その分でございます。

それから、道路維持の修繕費として625万円。それから作業員等の手数料として316万2,000円。それから、道路への雑木伐採委託料として120万円。それから、道路維持の自動車、重機等の借り上げで179万1,000円、それから、補償費ですけれども町道小入川線の電柱施設ということで、これは東北電力さんに払うものですがけれども40万円であります。

それから、2目の道路新設改良費2,000万円の補正であります。これは先ほどの歳入の所で申しあげましたとおり、町道観海浜通線の道路改良工事でございます。

それから、3目の橋梁維持費1,100万円の補正ですが、これも先ほど歳入の所で出てまいりましたけれども、観小歩道橋修繕調査設計業務委託料に700万円、それから塙橋の修繕調査設計委託料に400万円でございます。

それから、9款1項2目消防費の中の消防施設費ですが、これは光熱水費ですので省略します。

3目の災害対策費980万円の補正であります。これも先ほど歳入の町債の方に出てまいりましたけれども、避難所施設の非常用発電装置の設置工事の追加分でございます。

それから、そこはあと光熱水費だからいりませんね。教育費の方は後ほど教育長の方から説明しますので省略します。

私の方は、飛んで28ページご覧ください。

13款1項2目の造林費ですけれども117万円の補正であります。これにつきましては、全協の資料の42ページの方に詳細は書いておりますけれども、中浜実業会分収契約解除地に対してホオノキだとかキハダとかクヌギを植栽するということで、これは事業主体が白神森林組合ですけれども、大体3分の2補助の事業で、その3分の1分の不足分を今回負担金として117万円、森林組合さんの方へお支払いするということでございます。

あとそれから13款3項5目の奨学基金費ということで、これは7,000円の補正でありま

すが、これは財産運用料入のところ、9ページのところで入ってきたものをそのまま基金の方に積み立てをするというものでございます。

一つよろしくご決定賜りますよう、よろしくお願い致します。

○議長（須藤正人君） 千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） 私の方から23ページの教育費についてご説明いたします。

先ほど副町長おっしゃったように、光熱費につきましては高騰に伴うものでありますので、省かせていただきます。

それでは、10款教育費1項2目の事務局費の66万8,000円の補正でございます。職員手当等ということで、時間外手当が26万円、また、賃金として32万4,000円計上させていただいております。これは平成23年度から3年の実証実験ということで始まりましたN T TのI C Tの事業でありますけれども、今年が最終の年であります。その集大成と併せて今年度各学校各学年に導入した電子黒板も使ってですね、小学校の授業を県内の教職員や教育関係者に見ていただくということで、公開授業と、それから中央から日本のI C T教育の第一人者の先生をお招きしての講演会とフォーラムを11月23日に計画しております。その準備のための当日業務のための予算、時間外勤務ということで計上させていただいたものであります。これは校長会と教育委員会共催で行いまして、県の教育委員会や秋田大学の協力を得て、全県を対象に行おうということで、今この種の公開授業としては東北でも初めてでありまして非常に注目されております。これはしっかり決まりましたら、議員の皆様方にもご案内を差し上げますので、よろしくお願い致します。

それから、賃金のI C T支援の32万4,000円でございます。これは今年度の全学年に導入いたしました電子黒板でありますけれども、県の方において是非常勤の支援員を2名配置していただいております。これは週4日間で2年間の配置で、週4日間で8時半から3時半までの雇用であります。しかし、授業の途中で帰らなければならない状況でありますので、学校側の希望で、また、本人の同意をいただいて、1時間だけ延長して4時半までということにしたいと思ってですね、1時間分の賃金を計上させていただいた、本年度分として計上させていただいたものであります。

燃料費につきましては、高騰分であります。

まず、教育助成費の33万7,000円につきましては、消耗品費、食料費、印刷製本費、それから通信運搬手数料、ここの所は全て公開授業に絡むものでありまして、印刷するた

めの用紙、封筒、それから、公開授業を精度の高いものにするために講師を呼んで勉強会とか、そういうことで食糧費、また、コピーするための印刷製本費と郵送料と、それと主会場は八森小学校とファガスで行いますが、八森小学校に水沢小学校と埴川小学校の対象児童も加えての事業ということでもありますので、その児童を運ぶための、シルバールのバスの運転手の手数料ということで3万7,000円を計上させていただいたものであります。

次のページをお願いします。

水沢小学校費、埴川小学校費、八森小学校費は、光熱水費であります。

旧岩子小学校の学校管理費125万4,000円であります。そのうちの2万9,000円は光熱水費であります。修繕料として113万円を計上させていただいております。これは高压ケーブル及び区分開閉器の修繕料であります。旧岩子小学校の区分開閉器と高压ケーブルが経年劣化ということで、交換の目安が25年ということで、検査機関の方からちょうど25年経ちましたので新しくした方がいいという指摘を受けましたので、これを改修しようというものであります。

次に、役務費として9万5,000円、手数料でありますけれども、この高压受電設備、いわゆるキュービクル内にある変圧器とかコンデンサーがですね、1989年より前に製造されたということで、PCBが含まれている可能性があるので、これも指摘により検査を要するというのでの検査料として計上したものであります。

次のページであります。峰浜中学校費の38万2,000円あります。うち7万7,000円は光熱水費、30万5,000円につきましては、非常用はしごの収納ボックスがですね、経年劣化に伴いまして取り替えなければならないような状況、消防の指摘もございました。また、3階の非常用扉の開閉も不能であるということで、これを取り替えるための修繕料として30万5,000円を計上したものであります。

次に、10款教育費、社会教育費の3目文化活動費であります。これは先ほど歳入の方にも県からの補助金がありましたけれども、15万8,000円を計上させていただきました。これは来年10月に国民文化祭が開催されます。我が町では10月に全国子ども俳句大会、正式名称は「秋田白神子どもの俳句フェスタ」という名前で全国から俳句を募集するわけでありますけれども、早めにPRしようということでパンフレットを作成する追加補正15万8,000円でございます。

次のページであります。

6目の秋田県自然体験活動センターの管理費であります。あきた白神体験センターですが、46万円の補正であります。光熱水費を除いた修繕料として34万8,000円を計上させていただきます。これは共催として県の方から歳入もありましたけれども、シルバーの運転手、6月22日でしたけれども国際教養大学の交流事業で県境のジオパークの見学の際にシルバーの運転手がちょっとガードレールに接触したと、そういうことでの改修するための金額が29万3,000円であります。残りの5万5,000円につきましては、冷却水のポンプの修理に伴う修繕費であります。

次のページ、教育費の保健体育費の1目保健体育費10万9,000円あります。これは第54回全国スポーツ推進研究協議会和歌山大会、今年は和歌山で開催されるわけでありませうけど、この席上で会長の、八峰町の会長の岩根将人氏が功労賞を受賞するというところで、その出席のための旅費の追加補正をさせていただいたものであります。

次、2目の学校給食共同調理場運営費ということで、22万円のうち12万1,000円を普通旅費として計上させていただきました。これにつきましては、10月31日・11月1日、第44回全国学校給食研究協議会が文科省等の主催で津市で行われます。これまで我が町の学校給食は魚や農産物を多く使われている、しかも安いということで、県内では初めて給食甲子園に二度も選ばれたという実績と、また、給食費の未納がない等々、総合的に評価されて今回津市で行われるこの研究協議会でセンターの栄養教諭が発表することになりました。発表者は国で旅費が出るわけでありませうけれども、随行者は今年から出ないということで、派遣するセンターの所長の旅費を追加補正させていただいたものであります。分科会で発表する題目は「学校給食における地場農産物の活用方策」という題であります。

次に、3目の体育施設費の728万6,000円あります。需用費として16万円、うちの修繕料として10万円あります。各体育施設の小破修理の残がちょっと少なくなりましたので、今後のことも考えて10万円を補正させていただきます。

次、委託料と工事請負費であります。先の全協でもお話しました八森土床体育館の工事の管理委託料45万9,000円と岩館体育館の委託料が18万4,000円、そして工事請負費として八森土床体育館の改修工事337万1,000円と岩館体育館の補修工事111万7,000円と、これもご説明いたしました松波健康広場テニスコートの、現在あまり使われていない、ほとんど使われていないというために、これを駐車場に転用するというので、その工事費として計上したものであります。